

障害 研修等実施回数一覧表

(高知市条例・基準省令) 項目	必要な対策	具体的な内容	サービス種別																				実施頻度等	備考				
			居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	指定障害者支援施設	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援			児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時に、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための措置	計画の策定 従業者への周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	感染症 災害	R6.4.1から義務化 計画未作成及び必要な措置を講じていない場合、 「業務継続計画未策定減算」
		研修の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	定期的実施 (年1回以上/新規採用時) 定期的実施 (年2回以上/新規採用時)	R6.4.1から義務化
		訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	定期的実施 (年1回以上) 定期的実施 (年2回以上)	
非常災害対策	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、関係機関への通報及び連絡体制の整備	計画の策定 従業者への周知					○	○	○	○	○	○			○	○												
		訓練の実施					○	○	○	○	○	○			○	○										定期的実施 (年1回以上) (※年2回以上)	※防火管理者を配置する必要がある施設	
衛生管理等	感染症の予防 及びまん延防止のための措置	検討委員会の開催 従業者への周知	○	○	○	○									○	○										定期的実施 (6月に1回以上/感染症流行時等随時)	R6.4.1から義務化	
		指針の整備	○	○	○	○									○	○										平常時の対策及び発生時の対応を規定		
		研修の実施	○	○	○	○									○	○										定期的実施 (年1回以上)		
		訓練の実施	○	○	○	○									○	○										定期的実施 (年1回以上)		
	感染症及び食中毒の予防 及びまん延防止のための措置	検討委員会の開催 従業者への周知					○	○	○	○	○	○				○	○									定期的実施 (3月に1回以上/感染症流行時等随時)		
		指針の整備					○	○	○	○	○	○				○	○									平常時の対策及び発生時の対応を規定		
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための措置	検討委員会の開催 従業者への周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										定期的開催 (少なくとも1年に1回)	委員会未開催、指針の未整備、研修の未実施の場合及び 身体的拘束等を行った記録等が未作成の場合は、 R5.4.1から「身体拘束廃止未実施減算」 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性 及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行い、その具体的 な内容について記録が必要	
		指針の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										盛り込むべき7項目あり		
		研修の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										定期的実施 (年1回以上/新規採用時)		
		緊急やむを得ない 場合に身体的拘束 等を行った記録の 作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										身体的拘束等を行う場合には、その様態及び 時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録		
虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置	検討委員会の開催 従業者への周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										定期的開催 (少なくとも1年に1回)	委員会未開催、研修未実施、担当者の未配置の場合は、 R6.4.1から「虐待防止措置未実施減算」	
		指針の整備	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△										※作成することが望ましい		
		研修の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										定期的実施 (年1回以上/新規採用時)		
		担当者の配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○										必置		
安全計画の策定等	障害児の安全の確保 保護者との連携	計画の策定 従業者への周知																					○	○	○		R6.4.1から義務化	
		研修の実施																						○	○	○		定期的実施 (年1回以上)
		訓練の実施																						○	○	○		定期的実施 (年1回以上)
		保護者への周知																						○	○	○		
自動車を運行する場合 の所在の確認	事業所外での活動、取組等 のための移動の際に、乗車及び 降車の状況を把握するための 対策	所在の確認																					○	○	○		R6.4.1から義務化	
		見落とし防止装置 (ブザー等)の設置																						○	○			

・「定期的実施」について、具体的な頻度の規定のないものについては、開催時期等を定め、年1回以上定期的に開催すること。
 ・研修と訓練を一体的に実施する場合や、他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの項目について研修したことが分かるように記録すること。
 ・上記以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修（看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など）については、計画的に実施すること。

○・・・義務となっているもの △・・・努力義務